

科学技術イノベーションによる地域社会課題解決（DESIGN-i）FAQ（2019年5月22日更新）

No.	項目	質問内容	回答
1	Ⅱ 申請主体等について	リージョナルデザインチーム構築に当たっては、そのメンバーの一部を大学コンソーシアムから参集したいと考えている。その場合、補助対象として大学コンソーシアムを指定することができれば運営事務局の諸費用に予算を充てることができる。しかしながら、コンソーシアム自身は複数機関（3機関以上）で構成されており、補助対象2機関という条件を満たさない。この場合、当該コンソーシアムを構成している大学のうち1～2機関を補助対象機関として指定するしかないのか。なお、コンソーシアムは法人格を有していない。	本事業の補助対象機関とは、本事業に参画する地方公共団体、大学等となっており、ここで言う「大学等」とは、「国公立大学、高等専門学校、大学共同利用機関法人、公的研究機関（独立行政法人、国立研究開発法人、地方独立行政法人等）、または地方公共団体等が設立・運営に深く関与する法人であって、公益性の認められるもの」を指します。したがって、法人格を有しないコンソーシアムは補助対象機関とはなり得ず、そのため、コンソーシアムを構成する大学の中から、補助対象機関として2機関まで決めてください。
2	Ⅱ 申請主体等について	「よくあるご質問FAQ（2019年4月24日更新）」のNo.2への回答で、提案数の制限は特段設けていないとある。地方公共団体（都道府県、市区町村）及び大学等の連名で申請しようとする場合、当該地方公共団体が別の申請でも申請主体となっている、あるいは別の申請でも「リージョナルデザインチーム」のメンバーとなっているとしても、この場合の申請は問題ないという理解でよいか。	ある地方公共団体が複数の申請の中で、申請主体となること、また、複数の申請の中で、「リージョナルデザインチーム」のメンバーとなることは可能です。
3	Ⅱ 申請主体等について	申請者の「地方公共団体」の代表者は地方公共団体の長とあるが、広域本部長（局長）が代表となる事は可能か。 (都道府県レベルであれば知事が代表者でなければならないのか)	様式1-1及び様式1-2には、申請する機関や法人の代表者を記載いただきます。したがって、地方公共団体の長（都道府県では知事）からの申請が必要です。
4	Ⅳ 申請内容及び提出書類について	様式3「事業費内訳書」の費目の主な内容について、具体的記載例などはあるか。	例えば、 ・統括プランナーの人件費 ・未来ビジョンを設定するに当たって必要な研究者、専門家等を招聘するための謝金、旅費 ・構築した仮説の検証に当たって必要な消耗品の購入などが考えられます。

No.	項目	質問内容	回答
5	IV 申請内容及び提出書類について	<p>「未来ビジョン」そのものについて、申請書提出時にしっかり明示することは求められているのか。また、必ずしも求められていないとしても、申請書において記述しても差し支えないか。</p> <p>(「未来ビジョン」が何かを記述することなしに、申請内容(「未来ビジョン」の設定方法を含む)の全体も細部も十分に説明していくことは困難ではないか、という趣旨の質問)</p>	<p>「未来ビジョン」は本事業に採択されてから、「リージョナルデザインチーム」が中心となって、地域の特徴を踏まえ、将来目指したい地域の姿として設定するものです。したがって、申請時には「未来ビジョン」そのものについて記載いただく必要はなく、むしろ、当該ビジョンをどのように設定するのか、といったプロセスや方法論について記載いただくことを求めています。</p> <p>しかしながら、申請書に「未来ビジョン」そのものを記載していただいても差し支えありません。また、すでに既存のビジョンのようなものを本事業の「未来ビジョン」として捉えることも可能です。その場合には、既存のビジョンがどのようなプロセスを経て設定されたものであるか説明してください。(御参考:「よくあるご質問FAQ(2019年5月15日更新)」No.5)</p>
6	IV 申請内容及び提出書類について	<p>「未来ビジョン」の変更や修正は、現時点ではどの程度許容されているか。</p> <p>(「未来ビジョン」について申請時に明示できたとしても、事業開始以降、例えば、地域の状況や「リージョナルデザインチーム」の構成において申請時には想定していなかったような変化がみられ、結果的にそれが「未来ビジョン」(申請時に明示していたもの)にもインパクトをもたらす可能性があるかもしれないがどのように考えたら良いか、という趣旨の質問)</p>	<p>上述のNo.5にありますように、申請時点で「未来ビジョン」を示していただく必要はなく、仮に、示された場合においても、採択後に「リージョナルデザインチーム」が中心となって、設定される「未来ビジョン」について、支援期間終了前に評価することを考えています。</p> <p>したがって、変更や修正は可能です。</p>

No.	項目	質問内容	回答
7	IV 申請内容及び提出書類について	<p>提出書類の【様式2-2】事業概要資料（他府省庁との連携） ①関連する他府省庁等への事業への応募・採択状況について、申請機関毎それぞれ記載する形でよろしいか。</p> <p>（例えば、申請者が地方自治体1機関と大学等1機関の場合、当該地方自治体1機関分と当該大学等1機関分の状況をそれぞれを記載する形でよろしいか。）</p>	その通りです。
8	IV 申請内容及び提出書類について	「よくあるご質問FAQ(2019年5月8日更新)」のNo.19への回答で、「『統括プランナー』は、熱意をもって活動していただける方であれば、居住地については不問」とあるが、外国人を「統括プランナー」とすることは可能か。また、外国人を「リージョナルデザインチーム」のメンバーに含めることは可能か。	外国人を「統括プランナー」とすること、また、外国人を「リージョナルデザインチーム」のメンバーに含めることは可能です。
9	IV 申請内容及び提出書類について	提出書類の様式2-2や事業概要資料別添を作成・提出するにあたり、写真を含めても問題ないという理解でよいか。	問題ありません。
10	VIII 補助内容・地域負担	<p>本事業については、2年度目以降の継続の可能性もあり、その場合には地方公共団体等から国費と同額程度の拠出が必要とある。</p> <p>もし、仮に採択され、実施する場合にはそのように進める予定だが、次年度以降の予算については申請時には確保・確定できないと考えている。この場合、初年度採択されて、万が一、次年度以降の拠出ができないと判明した場合、2年度目以降の支援を辞退することは可能か。</p>	<p>予算の状況によっては、本事業が1年間にとどまらない継続的な支援へと発展し、公募要領P5の「Ⅲ.支援対象内容」の「5.仮説の実証・実装」を行うこととなった場合には、地域内外の関係機関から国費と同等のリソース（地域負担）を支出していただくことを予定しております。地域負担は、「よくあるご質問FAQ(2019年5月15日更新)」のNo.10にありますように、具体的には、公募要領P12に記載されている例のものを指し、必ずしも事業実施に当たり拠出した自己資金である必要はなく、各機関で既に人件費が措置されている者の本事業へのエフォートを地域負担として算入することも可能です。なお、地域負担が確保できていないことをもって、ただちに補助金を取り消すことは想定しておりません。</p>